

＜学校施設使用に関する注意事項＞

1. 使用の優先順位について

学校や市の行事が優先です。それらの行事と使用日が重複する際は、予約後であっても使用ができなくなる場合があります。中止により生じた損害等について教育委員会は一切の責任を負かねますので、ご了承のうえ、使用申請をしてください。

2. 使用料の返金について

原則、返金しません。ただし、以下の場合に限り使用料の全部又は一部を返金します。

- (1) 公益上又は管理上特に必要があり、教育委員会が許可を取り消したとき又は使用の中止を命じたとき
- (2) 使用者の責に帰することができない理由で使用できなくなったとき
- (3) その他特別な事情があると認められたとき

3. 物損事故及び賠償責任について

故意または過失により学校施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに当該学校及び学校教育課へ連絡し、速やかに原形復旧の措置を講じてください。原則、費用は使用者の負担となります。また、持ち込まれた道具の破損等については、学校及び教育委員会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

4. 人身事故及び賠償責任について

人身事故が発生した場合は、直ちに適切な処置をとってください。学校施設が原因となる事故は、直ちに当該学校及び学校教育課へ連絡してください。

5. その他

- (1) 使用の許可を得た学校施設以外に立ち入らないこと
- (2) 車両等は、指定された駐車場以外（特に運動場）へ乗り入れないこと
- (3) 学校敷地内での喫煙、飲酒は絶対にしないこと
- (4) 危険防止及び事故防止について、常に注意をはらうこと
- (5) 使用が終了したとき又は中止されたときは、直ちに清掃し原状に復すること。使用後のゴミ等は必ず持ち帰ること
- (6) 使用後は必ず施錠を確認すること。校門については各学校の指示に従うこと
- (7) 使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと
- (8) 参加するチーム及び応援、見学者等の管理・指導についても使用者において責任を負うこと
- (9) 体育館は土足厳禁とし、必ず専用シューズ等を使用すること
- (10) 上記以外の特別な使用事項及び禁止事項については、教育委員会の指示に従うこと

【問い合わせ先】 常滑市教育委員会 学校教育課

電話番号：0569-47-6129